



平成 22 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 フジフーズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大村 近三郎
(コード 2913)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 北條 和彦
(TEL 047 434 5085)

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義します。）の全部取得について、平成 22 年 10 月 5 日開催予定の臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、上記の臨時株主総会および本種類株主総会において、定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定める JASDAQ 等における株券上場廃止基準の特例に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 22 年 10 月 5 日から平成 22 年 11 月 5 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 11 月 6 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成 22 年 8 月 3 日付当社プレスリリース「株式会社 F ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申しあげましたとおり、株式会社 F ホールディングス（以下「F ホールディングス」といいます。）は、平成 22 年 6 月 21 日から平成 22 年 8 月 2 日まで、当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 22 年 8 月 9 日の本公開買付けの決済の開始日をもって、当社普通株式 13,153,307 株を保有するに至っております。なお、F ホールディングスの当社普通株式に係る議決権の保有比率は、平成 22 年 3 月 31 日現在における総株主の議決権の数 15,748 個に対し 83.52%であります。

平成 22 年 6 月 18 日付「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社は、厳しい経営環境の中で、中長期的かつ持続的に当社の企業価値の向上を目指すためには、事業構造の転換を大規模かつ迅速に行うことが必要不可欠であると認識しており、このような経営改革に伴うリスクを当社の一般株主の皆様にご負担いただくことを回避する手段として、以下の から の方法（以下総称して「本定款一部変更等」

といたします。)により、当社の株主をFホールディングスおよび有限会社富士エージェンシー(以下「富士エージェンシー」といいます。)のみとし、当社株式の非上場化を図ることが最善の方策であると判断いたしました。

当社定款の一部を変更し、普通株式とは別のA種種類株式(その内容につきましては、「2.変更の内容」をご参照ください。以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設いたします。

上記による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

会社法第171条ならびに上記およびによる変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様(当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、A種種類株式を交付します。この際、Fホールディングスおよび富士エージェンシーを除く一般の全部取得条項付普通株主様(以下「一般株主様」といいます。)に交付されるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

A種種類株式の割り当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、会社法第234条の定めに従い、裁判所の許可を得て当社がこれを買取り、各株主様の保有する端数に応じて当該買取代金を分配する予定です。

A種種類株式の買取代金については、各株主様に対する分配金額が、当該株主様が従前保有していた全部取得条項付普通株式の数に500円(本公開買付けにおける1株当たりの買付価格)を乗じた金額となるように設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (2) 種類株式発行に係る定款一部変更の件は、本定款一部変更等のうちを実施するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされており(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)上記は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記を行う前提として、当社が種類株式発行会社となることを目的として、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。また、全部取得条項付普通株式の取得対価となるA種種類株式の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、種類株式発行に係る定款一部変更の件に係る定款変更は、種類株式発行に係る定款一部変更の件が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものいたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は3,400万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は3,400万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は33,999,980株、A種類株式の発行可能種類株式総数は20株とする。</u></p> <p><u>第6条の2(A種類株式)</u> 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種類株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)</u>または<u>A種類株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)<u>または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種類株式1株につき1円(以下、「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第7条(単元株式数) 当社の普通株式の<u>単元株式数は、1,000株とし、A種類株式の単元株式数は1株とする。</u></p> <p><u>第16条の2(種類株主総会)</u> 第13条、第14条および第16条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. 第15条第1項の規定は、<u>会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 3. 第15条第2項の規定は、<u>会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

全部取得条項に係る定款一部変更の件は、上記「種類株式発行に係る定款一部変更の件 1. 変更の理由」においてご説明申しあげましたとおり、本定款一部変更等のうちとして、種類株式発行に係る定款一部変更の件に係る変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、第6条の3を新設するものであります。全部取得条項に係る定款一部変更の件が原案どおり承認可決され変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

なお、全部取得条項付普通株式取得の件が原案どおり承認可決された場合、当社は全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引き換えに当社が全部取得条項付普通株主様に交付する対価は、種類株式発行に係る定款一部変更の件により設けられたA種種類株式とします。また、全部取得条項付普通株式1株につき交付するA種種類株式の数は、Fホールディングスおよび富士エージェンシーを除く一般株主様に対して交付するA種種類株式の数が1株未満となるように、100万分の1株としております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、全部取得条項に係る定款変更の件は、臨時株主総会に付議するほか、普通株主様による種類株主総会にも付議し、全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款変更は、種類株式発行に係る定款一部変更の件および普通株主様による種類株主総会における全部取得条項に係る定款変更の件が、いずれも原案どおり承認可決されることを条件として、平成22年11月11日にその効力を生じるものいたします。

(下線は変更箇所を示します。)

種類株式発行に係る定款一部変更の件による変更後の定款	追加変更案
(新設)	<p>第6条の3(全部取得条項)</p> <p><u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引き換えに普通株式1株につきA種種類株式を100万分の1株の割合をもって交付する。</u></p>

全部取得条項付普通株式取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「種類株式発行に係る定款一部変更の件 1. 変更の理由」でご説明申しあげましたとおり、本定款一部変更等のうちとして、会社法第171条ならびに種類株式発行に係る定

款一部変更の件および全部取得条項に係る定款一部変更の件による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、以下に定めるとおり、当社が全部取得条項付普通株主様に対し取得対価を交付するものであります。

全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得対価としては、種類株式発行に係る定款一部変更の件に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき割り当てられるA種種類株式の数は100万分の1株とさせていただきます。この結果、全部取得条項付普通株式取得の件が承認可決された場合に、Fホールディングスおよび富士エージェンシーを除く一般株主様に交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように、割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には金銭が交付されることとなります。

全部取得条項付普通株式取得の件が承認可決された場合に、全部取得条項付普通株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数については、会社法第234条第2項および第4項の定めに従い、裁判所の許可を得て当社がその合計額（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を買い取り、各株主様の保有する端数に応じて当該買取代金を分配する予定です。

A種種類株式の買取金額については、各株主様に対する分配金額が、当該株主様が従前保有していた全部取得条項付普通株式の数に500円（本公開買付けにおける1株当たりの買付価格）を乗じた金額となるように設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価およびその割り当てに関する事項

会社法第171条ならびに種類株式発行に係る定款一部変更の件および全部取得条項に係る定款一部変更の件による変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに、取得日（下記「(2)取得日」において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を100万分の1の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成22年11月11日（木曜日）

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、臨時株主総会において種類株式発行に係る定款一部変更の件および全部取得条項に係る定款一部変更の件が原案どおり承認可決されること、普通株

主様による種類株主総会において全部取得条項に係る定款一部変更の件が原案どおり承認可決されること、ならびに種類株式発行に係る定款一部変更の件および全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じることとします。なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概要（予定）

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会基準日	平成 22 年 8 月 19 日(木)
臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 22 年 8 月 25 日(水)
臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会開催	平成 22 年 10 月 5 日(火)
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成 22 年 10 月 5 日(火)
整理銘柄への指定	平成 22 年 10 月 5 日(火)
当社普通株式の売買最終日	平成 22 年 11 月 5 日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成 22 年 11 月 6 日(土)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の基準日	平成 22 年 11 月 10 日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成 22 年 11 月 11 日(木)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成 22 年 11 月 11 日(木)

以上